

り候宇庭村と申所、猪鹿防之番小屋へ、去月廿八日夕方、伴龜松連參、龜松は草薙總右衛門小屋にて火を焚居候處、同人後の方へ狼來、足へ喰付候を振返候處、唇より腮へ喰付候間、狼の耳を掴み聲を立候に付、龜松聞付駆參所持之鎌を、狼之口へ入引候處、かつら脇より噛折られ、難用立總右衛門所持之鎌を龜松取揚、猶又狼之口へ柄の方捻込後へ引倒、兩人にて押へ候得共、總右衛門は數ヶ所被喰候故、劔難成打倒候に付、狼起上り候を、龜松石を以て狼の口へ差込候鎌之柄を打込、牙を打かき候へども、狼搔付相劔き候に付、龜松大指にて狼之兩眼をくり抜き打たゝき、漸仕留候由、總右衛門事所々被喰候得ども、灸所に無之所、龜松介抱致し宿へ連れ歸り翌日ヨリ療治藥用等仕候處、追日快氣之由申候、龜松年齢より小柄虛弱に相見へ、中々右體之劔可致者に相見不申候間、驚逃退も可致處、親大事と存、若輩不似合劔仕候者に付申上置候。

申十月

大貫治右衛門

〔老の長咄〕かたましき姑につかへし嫁あり、年を経て語るに、われら若かりし時、姑のきげんをさまざまにあしらへども、兎角氣にいらす、いかせんと、晝夜に此苦勞たへず、氣分もあしくくらせしが、ある時不斗心に思ふは、我かゝる事のみにては、終に病ひの種となりなんざすれば實の父母にも、歎きをかけ、姑をも又人毎にあしざまにいはせんは、是不孝の一也。已後は萬事おろかにして、心もつかはず、孝もなさず、世間には不孝の嫁よといはれて、此家にさへ添ひ暮しなば、是孝の一ならんと、わが心にこゝろをばとりなほして、やゝ三十年の過じと語る、げにかしこき婦人かなと感せしが、近きわたりに、むつかしさはすぐれたる姑につかへる嫁あり、我心付す、此嘶しをやせしとも覺へずありしが、十年の餘もすぎて、其母のうせし後、かの婦人のいふは、其むかし御嘶しなされしを承りて、私もその如くなせしにより、今まで添ひまいらせ候、さてく有がたき御物語なり、それにつき、さるかたの嫁御にも、五六年以前此嘶しいたし候へば、これもそ